

令和2年(2020年)6月15日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下竜



(仮称)常呂・能取風力発電事業環境影響評価準備書について(答申)

令和元年(2020年)12月25日付け環境第904号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、網走市及び北見市の約1,050haの対象事業実施区域に、出力最大49,400kW(単機出力4,000kW級、全高159m、ローター直径130mの風力発電機12基)の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域の周辺には住居が点在しており、本事業の実施により騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺はガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類の渡りの経路となっているほか、当該区域の周辺ではオジロワシの営巣が複数箇所で確認されており、これら鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される。さらに、当該区域及びその周辺にはキンセイラン、サルメンエビネなどの重要な植物種や、エゾイタヤ-ミズナラ群落などの自然度の高い植生が確認されており、こうした重要な植物種及び重要な群落への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域の北部には海成段丘である常呂段丘が分布しているほか、同区域の周辺は、オホーツク海沿岸のサロマ湖、能取湖、網走湖等の湖沼群や周囲の砂丘、丘陵などの風景を特徴とする網走国定公園が広がる地域であり、こうした優れた景観への影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書の不備について

本準備書では、環境影響評価項目の選定や、調査、予測及び評価に当たっての考え方について具体的な説明が不足しているなど、準備書の妥当性を判断するにあたって必要な情報が十分に示されていない事項があるほか、図書に記載された調査・予測手法と実際に実施した内容が異なっているなど、多くの不整合な記述や誤記が見受けられ、一般に分かりにくく、信頼性の低いものとなっている。このため、準備書の記載内容を十分に精査の上、適正な内容に是正し、評価書に反映させること。

(2) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目が多数あり、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥

当性が確認できない内容となっており、また、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがある。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の配置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、(1)の意見もふまえ、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(4) 地域住民等との相互理解の促進について

本事業は、オホーツク地域において初となる大規模な風力発電事業であり、施設の稼働に伴う健康被害や、景観への影響等を懸念する意見が認められている。

このため、これらの意見を十分に踏まえ、地域住民等の不安が払拭されるよう、情報提供や意見等聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつ分かりやすく説明し、また、意見等に対しては誠意を持って対応するなどにより、地域住民等との相互理解の促進に努めること。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別の事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼動に伴う騒音について、純音成分及びスウィッシュ音の程度に関する記載がなく、これらの影響への配慮について検討が行われていない。このため、評価書においては純音成分及びスウィッシュ音の程度を明らかにするとともに、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

イ 工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音について、住居が存在する地域において、10～13dB増加し、類型指定はされていないもののA地域の環境基準値を最大で3dB上回ると予測されている。このため、工事用車両の速度制限などの環境保全措置を十分に検討し、影響を回避又は十分低減すること。

(2) 風車の影

対象事業実施区域周辺の複数の住居において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されている。このため、当該ガイドラインの指針値を踏まえ、

影響が回避又は十分低減されるよう、風車の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物

ア 重要な動物種に対する影響の予測について、対象種の生態と矛盾する記載があるなど、予測の根拠や考え方が不明又は不合理である内容が多く見受けられ、妥当性が確認できないものとなっている。このため、予測内容全般にわたり不備がないか精査し、科学的根拠を明らかにした上で影響の程度をできる限り定量化するなど、改めて適切な手法で予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ追加の環境保全措置を検討すること。

イ バードストライクに係る年間衝突数の推定結果について、合計値では、オジロワシでは 0.094 回、ヒシクイでは 0.071 回と高い値が示されたものの、オジロワシについては、近くで特定の餌場などが確認されていないこと、また、ヒシクイを含むガン類については風車の間隔が保たれていることなどを理由に、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測している。しかし、これらの理由は十分な科学的根拠に基づくものではなく、かつ、定量的な分析が行われていないため、影響が軽微とする予測は不適切であり、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、合計の年間衝突数をできる限り小さくするように風車の基数の削減や配置の見直しを行うとともに、措置を講じてもなお重大な影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 尾根上に連続して配置される風車は、ガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類にとって渡りや餌場との移動の際の障壁となる可能性があり、そのことによって広い範囲でこれらの種に悪影響が生じる懸念があるが、本準備書ではこうした環境影響について触れられていない。

このため、専門家等からの助言を得ながら、これらの種への施設稼働後の環境影響を把握するための事後調査を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を実施すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺の広い範囲で多数の重要なコウモリ類が確認されているが、高所録音の確認例が少ないことなどから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測している。しかし、バットディテクターによる入感状況調査の実施が夏季の 2 日間のみであるなど、コウモリ類の生息状況を十分に把握できていないおそれがあり、また、高所録音調査で多数の記録がありながらそれにに基づいた科学的分析を行っていないなど、影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないものとなっている。このため、専門家等の意見を聴いた上で、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集し、改めて予測及び評価を実施すること。

オ 改変区域に近接した場所で、重要な昆虫類であり、局所的な分布傾向を示すヒメギフチョウ北海道亜種の生息が確認されていることから、工事の実施に当たっては、同種の生息環境への影響を低減するよう施工方法を検討すること。

カ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去り、積雪の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で複数年の調査とともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、渡り個体が多く見られる時期に風車の停止期間を設けることや、コウモリ類に配慮してフェザーモードを設定することなど、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

(4) 植物

ア 自然環境保全基礎調査による現存植生図において植生自然度9に分類されるエゾイタヤーミズナラ群落が改変区域に含まれているが、本準備書では、二次林であり植生自然度9には類しないと判断して、予測及び評価を実施していない。しかし、その十分な科学的根拠が示されておらず、重要な群落への影響が懸念されるため、改変区域内のエゾイタヤーミズナラ群落について改めて詳細な調査を実施し、原則として、改変区域から除外すること。

イ 改変区域内に分布する重要な植物種であるタライカヤナギ、キタミフクジュソウ、クリンソウ及びティネニガクサについて、移植を検討し影響の低減に努めるとしているが、原則として、これらの生育地を改変区域から除外すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を聴いた上で、代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は効果の不確実性が極めて高いことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(5) 生態系

ア 上位性及び典型性の注目種について、候補種の選定や絞り込みの経緯についての説明が不十分であり、選定結果の妥当性が確認できないものとなっている。さらに、上位性注目種として選定したキタキツネについてササ類を餌資源の一つとしているがその科学的根拠が乏しいなど、各注目種への影響の予測及び評価についても、科学的根拠が不明又は不十分な内容が多く見受けられ、妥当性が確認できないものとなっている。

このため、評価書においては科学的根拠を明らかにした上で、注目種の選定経緯を詳細に分かりやすく記載するとともに、必要に応じて注目種の変更を行い、改めて適切な方法で予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。

また、改変区域の緑化に当たっては、在来植物を用いた緑化などにより、外来植物の分布域の拡大防止に努めること。

(6) 景観

ア 対象事業実施区域の周辺は、オホーツク海沿岸に、サロマ湖、能取湖などの景観資源を有する網走国定公園が広がり、それらと農地、林地等が一体となった自然豊かな景観を形成している地域である。地域住民等からは、景観への影響を懸念する意見が多くあることから、これらの意見を踏まえ、影響の回避又は低減について最大限の配慮を行うこと。

イ 本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際の風車の大きさなどの視覚的印象（見え方）より小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成するなど、改めて予測及び評価を実施すること。

また、フォトモンタージュの作成に当たっては、背景とのコントラストなど視覚的印象を考慮し、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件で作成すること。

（7）廃棄物等

残土について、およそ 20 万 m³の発生土を、対象事業実施区域内に 1箇所設置する残土処分場で処理することとしているが、この処分場は、高さが 45m程度の大規模な谷埋め盛土工となる計画であることから、造成計画を見直し、残土の発生抑制に努めるとともに、残土処分場の設置に当たっては、区域内に複数箇所設置するなどにより 1箇所当たりの処分量を少なくするなど、環境保全に十分に配慮した計画とすること。